

介護福祉課からのお知らせ（施設整備係）

（令和 2 年度集団指導講習会資料）

介護福祉課施設整備係

目次

1. 令和 3 年度介護報酬改定及び基準改定について . . . P 2
2. 新型コロナウイルス感染症対策について . . P 6
3. 事故報告について . . . P 8
4. 押印の廃止について . . . P 1 1
5. その他 . . . P 1 1

1. 令和3年度介護報酬改定及び基準改定について

※こちらの内容は、3月11日時点で作成したものです。現時点ではまだ案の段階ですので、ご注意願います。最新情報に注意しておいてください。

① 介護報酬改正内容について

・介護報酬改定における主な改正事項（案）については、下記の資料のとおりですので、ご確認ください。

（令和3年1月18日開催第199回社会保障審議会介護給付費分科会資料）

⇒資料1 [令和3年度介護報酬改定の主な事項](#)

⇒参考資料1 [令和3年度介護報酬改定における改定事項について（※）](#)

※の資料の189Pにサービスごとに関係する事項の目次がありますので、運営されているサービスごとに漏れのないよう確認してください。

👉 注意すべきポイント

・全体の介護報酬改定としての改定率は＋0.7%です。具体的な単価の案は、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料の「[指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示](#)」または上記「資料1」の164P以降で確認してください。

・サービスコード表の現段階の案等については、[WAMネット](#)のサイト上で確認してください。

・新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、全てのサービスについて、基本報酬に0.1%上乗せすることとなります。こちらは算定が必須となりますので、期間中は上乗せ請求を行わない場合、返戻となります。当該上乗せ分の請求方法については、上記ワムネットサイトから、「[Ⅲ-資料3 介護給付費明細書及び給付管理票記載例](#)」の記載方法を参考にし、介護給付費明細書等を作成してください。（請求に関するご質問については、国保連合会にお問い合わせください。）

・通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護について、通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応がありますので、資料をよく確認してください。届出等の詳細については、様式確定時にホームページ上で確認してください。また、第12報及び第13報における臨時的な取扱いには、令和3年3月提供分をもって廃止することとなりますので、ご注意ください。

・その他改正にかかる重要事項は、各自資料で確認してください。質問は質問票にて受付いたしますが、すぐにお答えできない場合もありますのでご了承ください。

◎その他参考事項

令和3年3月9日付で、[全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料](#)が公開されました。別冊資料において、[報酬告示案や事務処理手順等の通知改正案等](#)が公表されていますので、必ずご確認ください。確認にあたっては、下記を参考にしてください。

【報酬告示の改正案】＝報酬関係単位数等（青本の内容）

【基準省令に関する通知案】＝運営基準等解釈通知（赤本の解釈通知の内容）

（赤本の基準省令の内容は下記掲載の介護保険最新情報 vol916）

【報酬告示に関する通知案】＝報酬関係解釈通知（青本の解釈通知の内容）

② 体制届の提出について

- ・体制届について、奈良市においては、4月1日からの算定分は4月15日まで(郵送必着)の受付とさせていただきます。
- ・体制届において提出が必要な改正後様式や添付書類等の公表については、国からの正式な通知等を受けて、3月中旬以降にホームページ上（[現行のページ](#)）で掲載予定です。確認の上、様式確定後にご提出ください。
- ・既存事業所において既に加算を算定している場合で、改定にあたり届出が必要かどうかの判断は、こちらの[別紙（5P～）「既存のサービス事業所の届出留意事項」](#)を参考にしてください。
- ・体制届の提出については、原則郵送でお願いいたします。また改正内容等にかかる質問については、集団指導質問票にてメールでご送付いただきますようお願いいたします。（すぐにお答えできない場合もありますのでご了承ください。）

③ 基準省令改正について

- ・運営基準等の基準省令については、すでに公布されています。[最新情報 vol916](#)において、該当事業分の改正内容を確認してください。
- ・運営基準の解釈通知については、担当課長会議資料[【基準省令に関する通知案】](#)で確認してください。（3/11時点では案です。）

👉注意すべきポイント（上記第199回社会保障審議会介護給付費分科会参考資料1より抜粋）
全サービス共通事項として、対応が必要なものは、下記のとおりです。

① 感染対策の強化

⇒委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等（3年の経過措置あり）

② 業務継続に向けた取り組みの強化

⇒計画の策定、研修の実施、訓練の実施等（3年の経過措置あり）

⇒（参考 HP）[介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて](#)

- ③ CHASE・VISIT（現 LIFE）情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進
 ⇒LIFE を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上の取り組みを推進。
 ⇒（参考 HP）[「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について](#)
 ※令和3年4月前半に LIFE の利用を開始する場合は、令和3年3月25日までに利用申請を行って頂く必要がありますので、注意してください。
- ④ 人員配置基準における両立支援への配慮
 ⇒介護の短時間労働制度等を利用する場合の緩和措置。
- ⑤ ハラスメント対策の強化
 ⇒ハラスメント防止のための方針の明確化等、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等
 ⇒[事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針](#)に基づき、事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行うこと。
 ⇒上記にあたっては、厚労省 HP [「介護現場におけるハラスメント対策について」](#)を参照すること。
- ⑥ 会議や多職種連携における ICT の活用
- ⑦ 利用者への説明・同意等にかかる見直し
 ⇒事前に入所者等の承諾を得たうえで、電磁的記録による対応を原則認める。[押印についての Q&A](#) を参考にするとともに、押印を省略する場合は電子署名などを活用することが望ましいこと。また「[医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス](#)」「[医療情報システムの安全管理に関するガイドライン](#)」等を遵守すること。
 ⇒電磁的記録の実施にあたっては、十分に利用者への説明し、承諾を得ること。サービス提供記録についても電磁的記録によることは可能だが、求めに応じて交付できるようにしておくとともに、その旨も事前に説明しておくこと。
- ⑧ 員数の記載や変更届け出の明確化
- ⑨ 記録の保存等に係る見直し
 ⇒奈良市は条例において「サービスを提供した日から5年」の保存と規定しているため、従前の取り扱いと変更なし。
- ⑩ 運営規程等の掲示に係る見直し
- ⑪ 高齢者虐待防止の推進
 ⇒委員会の設置、指針の整備、研修の実施、担当者の設置を義務付け。（3年の経過措置あり）
 ⇒運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項（※）」の追加も必要。（3年の経過措置あり）

※虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容

⑫ 地域区分

⇒奈良市は6級地で継続。

（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く全サービス）

⑬ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

⇒無資格者への認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付け。（3年間の経過措置、新入職員の受講は1年の経過措置）

- ・ その他事業ごとの改正にかかる重要事項は、各自資料で確認してください。
- ・ 質問は質問票にて受付いたしますが、すぐにお答えできない場合もありますのでご了承ください。

なお、現状報酬改定関係の告示の予定は3月15日となっています。本資料が公開される時点で、既に情報が確定している場合が想定されますので、厚労省のホームページ等の最新情報を十分確認しておいてください。

（事務処理上の留意点）

- ・ 運営規程の変更が令和3年度介護報酬改定に係る事項（利用料金含む）の変更に限り、本市への届け出は不要です。
- ・ 重要事項説明及び契約書について、本来であれば変更する場合改めて重要事項の説明と同意を得、再契約を行うことが適切と考えられますが、変更内容が今回の報酬改定にかかる利用者負担額に関する事項のみの変更の場合は事業者の事務負担の軽減の観点から、次の方法も可能とします。

【対応の例】

変更となる基本単位や新たに算定する加算など、利用者負担額の変更がわかる書面を手交又は送付したうえで懇切丁寧に説明し、利用者等に同意を得ること。その際署名・捺印等については任意としますが、同意をもらったことについて経過がわかるよう記録してください。

2. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、平素より感染対策にご尽力いただきありがとうございます。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しての最新情報は、下記 HP をお気に入り登録して頂くなど、常に最新情報を確認して頂くようお願いいたします。
- ・ 近年市内介護事業所等におけるクラスター事案も複数件発生していることから、一層の感染防御をお願いいたします。
- ・ 令和3年1月28日付奈福介福第877号（別添）において通知いたしました内容について再確認頂き、感染防止に努めていただくとともに、職員がPCR等検査を受検した場合は介護福祉課施設整備係にご連絡頂くようお願いいたします。

- ・ なお、グループホームの外部評価について、令和3年1月26日付奈福介福号外で通知させていただいた通り、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度分を受審できていない事業所については令和3年3月末までに、令和2年度分を受診できていない事業所については令和3年6月末日までに受診してください。

【市 HP】

- ・ 新型コロナウイルス>注意喚起・通知

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/list677-2273.html>

- ・ 「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策」（奈良市健康福祉部医療政策課作成）

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/103510.html>

【厚労省 HP】

- ・ 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

- ・ 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(以下「令和3年1月28日付奈福介福第877号」より抜粋)

併せて以下の点につきましてもご留意いただきますようお願いいたします。

- ・サービス提供時は、職員及び利用者全員のマスク着用を努めること。
- ・利用者の自宅にて行う場合も、ご利用者に対し新型コロナ感染防止策としてご説明の上、マスク着用を促していただくようお願いいたします。
- ・声を出す機会の多いリハビリテーション等（歌など）を最小限にすること。
実施する場合は、隣との距離を保って、マスクを着用したまま行い、使用した機材・道具（マイク等）は使用者が変わるたびに消毒すること。
- ・職員及び利用者の検温・体調確認を徹底し、特に職員が有症状者の場合にあっては出勤せず、検査等適切な対応をすること。
- ・寒冷時であっても、暖房をつけたまま窓を数分開けるなど、換気の機会を確保すること。

【PCR 検査について】

福祉施設等の関係者（職員、利用者等）がPCR検査等を受検することとなった場合は、クラスター発生の防止に向けて、早期に対応を講じる必要があります。

このため、福祉施設等におかれては、福祉施設等の関係者が新型コロナ・発熱患者受診相談窓口（旧帰国者・接触者相談センター）や医療機関への相談時に福祉施設等の関係者である旨を申し出るとともに、PCR検査等受検時の問診票に福祉施設等の関係者である旨を記入するよう再度の周知徹底をお願いいたします。なお、関係者が受検された際は、介護福祉課に必ずご報告下さい。

併せて「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」につきましても、必ずインストールし、ご利用されますよう、すべての職員への通知を徹底して下さい。

3. 事故報告令和2年度集計について

令和2年度事故報告受付状況

事故件数：383件（2報除く実件数）

対象期間：令和2年4月1日～令和3年2月28日受付分

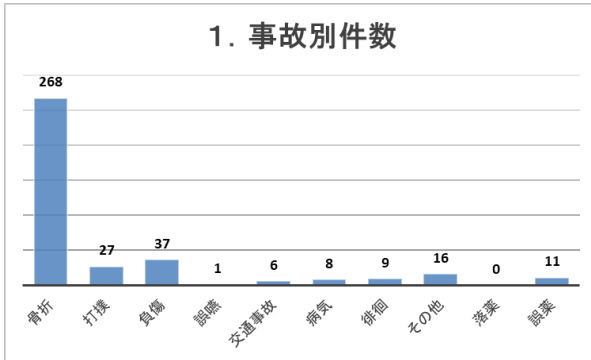
📌注意すべきポイント

- ・事故件数の総数は、去年の同時期報告数（442件）と比べ59件減少しています。
- ・居室内での事故、歩行中の転倒事故が多く発生していますので、注意が必要です。
- ・骨折の場合、大腿部の骨折が多く発生しています。
- ・適切に感染対策を行っていただいたことにより、例年数件発生していたノロウイルス、インフルエンザの集団感染報告は現在ゼロとなっています。引き続き感染対策に努めてください。
- ・誤嚥による死亡事故が発生していますので、十分注意してください。
- ・浣腸直後に容体が急変した事例が数件見受けられました。グリセリン浣腸の実施にあたっては、高齢者に投与する場合は脱水等を起こすこともあるとされていることから、事前のバイタルチェック等を行ったうえで少量から開始するなど慎重に実施するとともに、経過観察を怠らないよう配慮してください。

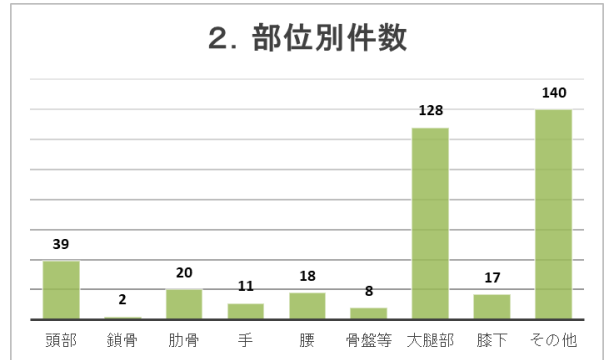
(参考 URL: <https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/92084.html>)

- ・事故による入院をきっかけに、ADL や IADL が急激に低下してしまうケースや、体調悪化等につながるケース等が報告されています。各事業所における事故防止対策について、ヒヤリハットの蓄積も含め十分再検討頂き、研修体制の整備等強化して頂きますようお願いいたします。
- ・令和3年度運営基準改正において、介護保険施設において「安全対策担当者の設置」が義務付けられます。（経過措置6か月）また、安全管理体制未実施減算、安全対策体制加算等も新設される予定です。詳細については、集団指導資料 Vol.2（3月中に発出予定）においてお知らせいたします。
- ・事故報告様式は改正がある予定です。国からの様式例の提示があり次第ホームページ上でお知らせいたします。

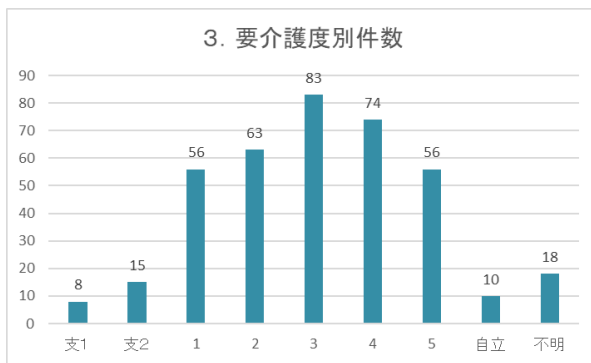
1. 事故別件数



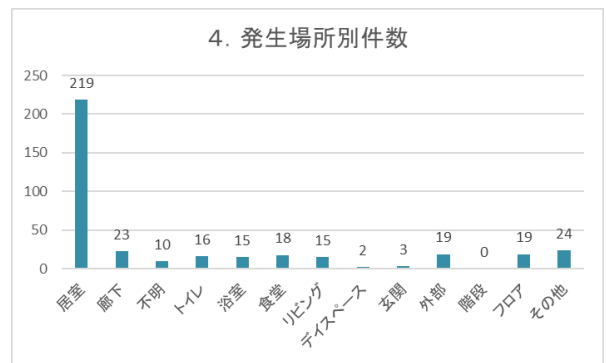
2. 部位別件数



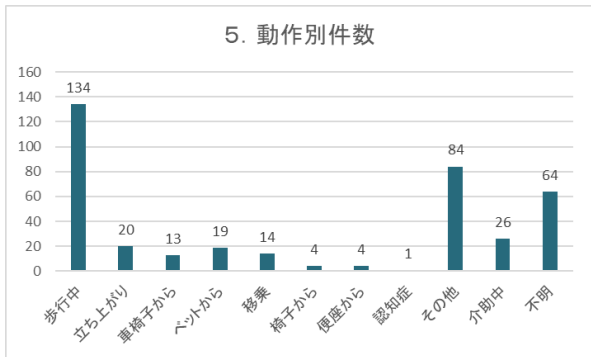
3. 要介護度別件数



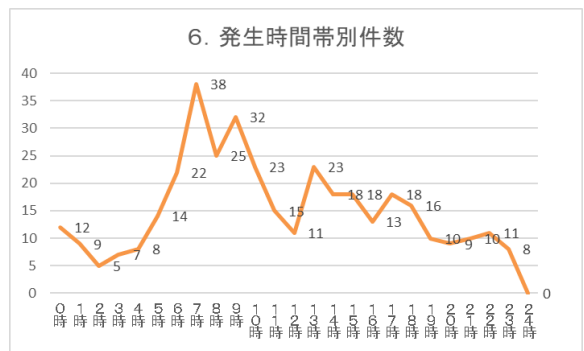
4. 発生場所別件数



5. 動作別件数



6. 発生時間帯別件数



事故件数 383 件(2報除く実件数) 対象期間: 令和2年4月1日～令和3年2月28日受付分

1. 事故種別				2. 部位別自傷状況			
種別	件数	入院	死亡	骨折	骨折以外	総件数	
骨折	268	163	0	頭部	5	34	39
打撲	27	7	0	鎖骨	2	0	2
負傷	37	4	0	肋骨	20	0	20
誤嚥	1	0	1	手	8	3	11
交通事故	6	0	0	腰	16	2	18
病気	8	6	2	骨盤等	8	0	8
徘徊	9	0	0	大腿部	126	2	128
その他	16	1	5	膝下	11	6	17
落葉	0	0	0	その他	72	68	140
誤薬	11	0	0				
合計	383	181	8	合計	268	115	383

3. 事業別発生状況											
	骨折	打撲	負傷	誤嚥	交通事故	病気	徘徊	その他	落葉	誤薬	合計
特養	85	6	7	0	0	0	0	3	0	1	102
G H	23	1	4	0	0	2	1	0	0	0	31
ショート	19	1	1	0	0	1	0	0	0	0	22
デイ	6	1	0	0	4	1	3	0	0	0	15
老健	19	1	1	0	0	0	0	1	0	0	22
療養ショート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兼業(特定)	6	6	3	0	0	0	0	0	0	0	15
通リハ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
療養・医療院	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
ケア	11	2	0	0	0	0	0	1	0	0	14
ケア(特定)	8	1	3	0	0	0	0	0	0	0	12
その他	6	0	2	0	1	4	0	1	0	0	14
中高住(特定)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サ高住	13	1	4	0	0	0	2	5	0	3	28
特別養護老人ホーム	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
介護付有料老人ホーム	40	4	5	0	0	0	0	1	0	4	54
認知症対応型老人ホーム	24	3	7	1	0	0	3	4	0	3	45
合計	268	27	37	1	6	8	9	16	0	11	383

4. 要介護度別発生状況											
	骨折	打撲	負傷	誤嚥	交通事故	病気	徘徊	その他	落葉	誤薬	合計
支1	3	1	2	0	0	0	0	2	0	0	8
支2	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	15
1	37	6	6	0	1	0	0	3	0	3	56
2	43	2	4	0	2	5	4	2	0	1	63
3	63	9	5	0	1	1	2	0	0	2	83
4	53	2	11	0	0	0	2	4	0	2	74
5	38	2	8	1	0	2	0	3	0	2	56
自立	5	4	0	0	0	0	0	1	0	0	10
不明	12	0	1	0	2	0	1	0	0	1	18
合計	268	27	37	1	6	8	9	16	0	11	383

5. 場所別発生状況											
	骨折	打撲	負傷	誤嚥	交通事故	病気	徘徊	その他	落葉	誤薬	合計
居室	165	14	21	1	0	7	0	6	0	5	219
廊下	19	3	1	0	0	0	0	0	0	0	23
不明	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10
トイレ	11	1	2	0	0	0	0	2	0	0	16
浴室	7	0	5	0	0	0	0	3	0	0	15
食堂	11	1	1	0	0	1	0	1	0	3	18
リビング	9	3	3	0	0	0	0	0	0	0	15
デイスペース	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
玄関	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
外部	4	0	2	0	6	0	7	0	0	0	19
階段	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フロア	14	3	1	0	0	0	0	0	0	1	19
その他	14	1	1	0	0	0	2	4	0	2	24
合計	268	27	37	1	6	8	9	16	0	11	383

6. 動作別事故状況					
	転倒	転落	その他	不明	合計
歩行中	133	1	0	0	134
立ち上がり	20	0	0	0	20
車椅子から	6	7	0	0	13
ベッドから	11	8	0	0	19
移乗	12	0	2	0	14
椅子から	3	1	0	0	4
便座から	4	0	0	0	4
認知症	0	0	1	0	1
その他	26	0	58	0	84
介助中	1	2	21	2	26
不明	14	0	2	48	64
合計	230	19	84	50	383

8. 発生時間帯	
時間帯	件数
0時	12
1時	9
2時	5
3時	7
4時	8
5時	14
6時	22
7時	38
8時	25
9時	32
10時	23
11時	15
12時	11
13時	23
14時	18
15時	18
16時	13
17時	18
18時	16
19時	10
20時	9
21時	10
22時	11
23時	8
24時	0
不明	8
合計	383

7. 損害賠償の状況	
状況	件数
無	258
有	42
協議	39
未	41
その他	3
合計	383

4. 押印の廃止について

介護保険事業者における事務負担軽減の観点から、事業者様が提出いただく介護保険の届出関係の書類について、原則法人の押印が不要となります。

今後届出いただく下記の書類等については、原則法人の押印がなくても受付いたします。(ただし、法人印があることで受理を妨げるものではありません。)

掲載の様式に「印」の記載があるものについては、今後改正予定ですが、現様式に押印がない状態で提出いただいた場合でも、受付ができるものとします。

(省略ができる書類の例)

- ・ 指定居宅サービス事業者等・介護保険施設指定（許可）申請書（第 35 号様式）
- ・ 指定居宅サービス事業者等・介護保険施設指定（許可）更新申請書（第 41 号様式）
- ・ 指定居宅サービス事業者等・介護保険施設変更届出書（第 37 号様式）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 誓約書等の参考様式
- ・ その他休廃止届、老人福祉法関係様式、介護老人保健施設管理者承認申請書等、「[届出関係書類（全サービス共通）](#)」のページ内に掲載のある様式。

※上記以外で、押印が必要か判断ができない書類については、お問合せ下さい。

5. その他

・ 運営等に関する質問は、メールでも受け付け致します。業務効率化の観点から、なるべくメールでの問い合わせ等にご協力ください。

(参考 URL : <https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/list308-2642.html>)

※報酬改定等集団指導の内容に係る質問については、なるべく集団指導質問票を活用してください。

・ 市の介護保険に関するホームページは随時確認してください。

(参考 URL : <https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/>)

・ 事業所への照会や通知等にメールを活用させていただいておりますので、こちらについてもこまめに確認をお願いいたします。市からのメールが全く届いていない場合や、事業所の登録メールアドレスが変更した場合は施設整備係までご連絡をお願いいたします。

・ 書類提出はなるべく郵送をお願いいたします。また、書類についてはなるべく両面印刷で出力いただいたものをご提出ください。

奈福介福第 877 号
令和 3 年 1 月 28 日

各 福祉サービス事業所・福祉施設
管理者・施設長様

奈良市福祉部長

新型コロナウイルス感染症感染拡大対策及び PCR 検査時の連絡体制について

平素は奈良市の福祉行政の推進につきましてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、感染症拡大が懸念される状況の中、日々の業務にご尽力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

【感染対策について】

今般、奈良市内におきまして介護サービス事業所等での職員・利用者の陽性事例が頻発しております。貴事業所におかれましては日々の感染対策にご尽力いただいているところではございますが、今後の感染者の更なる増加を抑制するため、再度、以下の通知等をご確認いただき、感染防止策の改善につなげていただきますようお願いいたします。

■社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）

【介護保険最新情報 Vol.881 令和 2 年 10 月 15 日厚生労働省老健局】

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/90583.html>

■サービス種別ごとの「そうだったのか！感染対策」動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html

■高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019 年 3 月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

■介護現場における感染対策の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>

■介護保険サービス従事者向けの 感染対策に関する研修について（その 3）

【介護保険最新情報 Vol.897 令和 2 年 12 月 14 日厚生労働省老健局】

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2020/1215103510257/ksvol.897.pdf>

※今後も新型コロナウイルス感染対策に関する通知やマニュアルが更新される場合がございます。

上記のマニュアル等と併せて、以下の厚生労働省ページも随時ご確認をお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

■ならこび net ⇒ <https://narmed-inf.org/>

※奈良県新型コロナウイルス感染症対策強化事業の一環で公開された、感染症対策の専門家を中心とした新型コロナウイルス感染症対策機能を強化するネットワーク（奈良県新型コロナウイルス拡散防止ネットワーク）の構築を目指すためのホームページです。

医療的な視点からの研修教材等、参考になる動画や資料が公開されていますので、登録のうえ、積極的に活用をお願いします。

併せて以下の点につきましてもご留意いただきますようお願いいたします。

- ・サービス提供時は、職員及び利用者全員のマスク着用に努めること。
- ・利用者の自宅にて行う場合も、ご利用者に対し新型コロナ感染防止策としてご説明の上、マスク着用を促していただくようお願いいたします。
- ・声を出す機会の多いリハビリテーション等（歌など）を最小限にすること。
実施する場合は、隣との距離を保って、マスクを着用したまま行い、使用した機材・道具（マイク等）は使用者が変わるたびに消毒すること。
- ・職員及び利用者の検温・体調確認を徹底し、特に職員が有症状者の場合にあっては出勤せず、検査等適切な対応をすること。
- ・寒冷時であっても、暖房をつけたまま窓を数分開けるなど、換気のを確保すること。

【PCR 検査について】

福祉施設等の関係者（職員、利用者等）がPCR検査等を受検することとなった場合は、クラスター発生の防止に向けて、早期に対応を講じる必要があります。

このため、福祉施設等におかれては、福祉施設等の関係者が新型コロナ・発熱患者受診相談窓口（旧帰国者・接触者相談センター）や医療機関への相談時に福祉施設等の関係者である旨を申し出るとともに、PCR検査等受検時の問診票に福祉施設等の関係者である旨を記入するよう再度の周知徹底をお願いいたします。なお、関係者が受検された際は、介護福祉課に必ずご報告下さい。

併せて「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」につきましても、必ずインストールし、ご利用されますよう、すべての職員への通知を徹底して下さい。

【通所系施設等におけるケアマネジャー及びご家族への連絡について】

通所系施設等において必要性が生じ、ご利用者がPCR検査を受検する場合は、受検することが判明した時点で担当ケアマネジャーにその旨ご連絡いただき、その後の結果についても判明次第ご連絡いただきますようお願いいたします。その検査結果が「陰性」であっても濃厚接触者である場合には自宅待機となり、通所ではなくご家族による介護または訪問・短期入所等での対応が必要となります。前記のようなケースに迅速に対応するため、PCR検査受検の際は特に担当ケアマネジャーと綿密に連絡を取っていただき、情報共有に努めていただきますようお願いいたします。

また、PCR検査を受検後、結果によっては保健所からの指示により、濃厚接触者及び陽性者と接触が

あった者として、追加でご利用者が貴事業所施設において PCR 検査を受けるケースが発生することがございます。その際には、利用者及びそのご家族等（自立されている方であってもご本人だけでなくご家族にも）に対しご説明いただきますようお願いいたします。

さらに、職員が陽性になったこと等により事業所が一旦休止するという場合には、利用者のサービス利用先確保に向け、それぞれの利用者の担当ケアマネジャーにご連絡のうえ、綿密に連携を取っていただきますようお願いいたします。